

会 議 報 告 書

会議名	平成27年度 第6回 三郷市地域包括支援センター運営協議会		
日 時	平成28年 2月25日(木) 午後1時30分～2時23分	場 所	本庁舎6階 第二委員会室
次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 報告 三郷市地域包括支援センター職員の変更について 【資料1-1、1-2】 平成28年度ふくし総合支援課地域包括係予算(案)について 【資料2】 (2) 審議 平成28年度三郷市地域包括支援センター業務委託内容について 【資料3】 (3) その他 平成28年度運営協議会日程(案)について 3. 事務連絡 4. 閉会		
出席者	【会 長】 谷口 聡 【副会長】 長谷川 一二 【委 員】 石井 みつ江、岡田 育代、水口 理恵、神谷 譲、種市 ひろみ、 松本 博子(2名欠席) 【事務局】 森 好弘(福祉部長)、道言 薫(福祉部副部長)、増田 道夫(長寿いきがい課長)、長濱 崇二(長寿いきがい課課長補佐)、森 泰子(ふくし総合支援課長)、稲舛 克巳(ふくし総合相談室長)、守屋 希伊子(地域包括係長)、 元井 隆幸(同 主任社会福祉主事)、浅香 雅子(同 主事)、 橋本 あけみ(同 相談員) 【傍聴人】 なし		

審議事項における確認事項

2. 議事(1) 報告 三郷市地域包括支援センター職員の変更について 了承 平成28年度ふくし総合支援課地域包括係予算(案)について 了承 (2) 審議 平成28年度三郷市地域包括支援センター業務委託内容について 承認 (3) その他 平成28年度運営協議会日程(案)について 了承

平成 27 年度第 6 回三郷市地域包括支援センター運営協議会

2. (1) 報告 平成 28 年度ふくし総合支援課地域包括係予算(案)について

事務局	<p>まだ、予算が確定していないため案になります。来年度の地域包括系の予算案になりますが、「包括的支援事業」こちら地域包括支援センター、在宅介護支援センターの委託費が主になります。来年度の地域包括支援センターの委託料については、審議していただいた額で要求しています。地域包括ケアシステムの 4 本柱にあたる「在宅医療・介護連携推進事業」と「認知症総合施策事業」、来年度から新規で「地域ケア会議推進事業」の予算要求をしています。「在宅医療・介護推進事業」は、123 万 8 千円で要求しています。こちらは、パンフレット、チラシ、周知啓発品や研修会の講師の謝礼金が主となります。「認知症総合施策事業」は 952 万 7 千円です。昨年度より、400 万程度増額になってはいますが、別枠で予算立てしていた徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業を、認知症総合施策事業へ統合しました。内訳としては、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、徘徊高齢者 SOS ネットワークの委託料が主になります。</p> <p>「地域ケア会議推進事業」は地域包括支援センターが開催する地域ケア会議に出席を依頼する専門職、例えば弁護士、社会福祉士等へ支払う報償が主となります。「オレンジリング普及啓発事業」は認知症総合施策事業に含まれていた認知症サポーター養成講座分の予算を厚労省が示す予算案に従い別枠で設けました。</p>
石井委員	<p>昨日の三郷市介護支援専門員連絡協議会で、市と介護支援専門員連絡協議会の役員で懇談会を開催しました。介護支援専門員連絡協議会役員から質問した「地域ケア会議に呼ぶ第三者に時間を押さえて出席してもらうことに対して、謝礼を出してもらうことは可能でしょうか」に対して、市は「検討します」との返答でしたが、この資料には予算計上してありますが、謝礼がでると思っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>認知症や虐待ケース等で専門的知識を有する方を必要とする時に、弁護士、社会福祉士、薬の問題等ある時は薬剤師、栄養の問題は管理栄養士等に対して予算計上しています。懇談会での内容である、担当の介護支援専門員とは別の事業所の介護支援専門員に出席してもらうときの謝礼には予算を充てていません。他には A さんが利用しているデイサービス、訪問介護サービス等の業者が出席する場合も、予算を充てていません。国家資格を有し、専門的見地からの助言が必要な方を招く際の報償費となっています。介護支援専門員や介護の現場の職員には、予算計上していません。</p>
神谷委員	<p>薬剤師会も地域ケア会議に呼んでくれますか。</p>
事務局	<p>今年度の実績は 0 回ですが、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議の開催ルールを下半期に決めました。服薬管理指導等の議題では薬剤師が必須なので来てほしいと考えています。</p>
神谷委員	<p>ぜひ、気軽に声をかけてください。</p>
谷口会長	<p>地域ケア会議の中で専門家を呼ぶというのは、会議に参加してもらって何か提案をもらうものなのでしょうか。講習会の様なものを想定すれば良いのですか。</p>
事務局	<p>現在行われている、サービス担当者会議ではなく、もっと広い範囲で捉えてもらい、地域包</p>

	<p>括支援センター主催の会議となるので地域で共通した問題をテーマにしてほしいと依頼しています。例えば、認知症やごみ屋敷の問題を地域で解決していくために、どうしたらいいかというテーマの場合には、認知症、薬、権利擁護等の専門的知識、意見が必要なため、弁護士や社会福祉士、薬剤師等に依頼します。講演会形式ではありません。</p>
<p>(2) 審議</p>	<p>平成 28 年度三郷市地域包括支援センター業務委託内容について</p>
<p>事務局</p>	<p>資料 3 になります。網掛け部分が新しく追加・変更した部分です。</p> <p>1 ページの事業の目的の 3 行目は地域包括ケアシステムの理念を加えました。「3 職員配置及び統括責任者(2)」の部分は、市が地域包括支援センターに対して実地支援を行った際に、職務の軽減に事務員を配置できると良いとの声が多かったため、あえて仕様書の中で明記しました。</p> <p>2 ページの「4 開設時間及び休業時間」は平成 28 年度より開設する新しい地域包括支援センターから質問があったため、追加しました。月から金までの 9 時から 17 時の窓口開設が基本ですが、それ以外は法人の勤務形態に合わせて開設日時を定めても良いと入れました。</p> <p>3 ページ、「6 業務内容」の部分です。運営マニュアルの改訂版が出版されたため、変更しました。(1) の最後の行の「三郷市地域包括支援センター業務概要」については、地域包括支援センターにより相談件数の集計方法に差があるため、統一化するために業務概要を作成中です。</p> <p>4 ページ、「 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」は、介護支援専門員の資質の向上及び、地域包括支援センターと介護支援専門員の連携強化のために明記しています。介護支援専門員が各日常生活圏域にどれだけいるのかは、地域包括支援センターも把握していますが、事例検討会等に参加している介護支援専門員と参加していない介護支援専門員とで差があることがわかり、介護支援専門員が最低でも年 1 回以上はなにかしらの会議に参加できるように工夫してほしいため、あえて明記しました。</p> <p>「(2)個別地域ケア会議」の部分ですが、国が示している地域ケア会議のやり方は色々ありますが、三郷市では、地域包括支援センターが中心に開催しているものと、市がやるべきところの政策提言型のものでそれぞれ定めています。個別地域ケア会議は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議のことを示します。今年度は、開催回数の下限を設けていないのですが、平成 28 年度は年 2 回以上の開催を依頼します。</p> <p>「(3)認知症総合施策事業」の部分になります。「 認知症初期集中支援推進事業(初期集中支援チーム)」が平成 28 年 1 月に開始したので、事業の積極的活用を依頼したく追加しました。</p> <p>5 ページ、「 認知症地域支援・ケア向上事業」は認知症の人やその家族が状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、地域づくりをするとともに相談に対してその知識や経験を活かして専門的な相談支援を行うことを明記しました。「 認知症カフェ事業」は地域包括支援センターが主催していなくても運営に積極的に関わってほしいということで明記しました。「 認知症サポーター養成講座の開講」には、依頼者の意に沿うような形で開講してほしいということ盛り込みました。「(4)在宅医療・介護連携推進事業」は平成 27 年度から立ち上がり「在宅医療・介護連携推進協議会」が開催されているので、協議会への出席を依</p>

	<p>頼したく追加しました。「(5)指定介護予防支援事業」は以前から行っているのですが、今まで明記されていなかったために追加しました。</p> <p>6 ページ、「(6) その他の業務」は、現在も行われていますが、報告義務がないため、今後は開催数等どういったことを行っているのか、きちんと把握したいため追加しました。「(7) 三郷市民生委員・児童委員連絡協議会」は、現在地区会への出席を依頼していますが、出席をしていない地域包括支援センターもあるため、必ず出席をして顔の見える関係づくりをしてほしいため追加しました。「(8) 広報活動」、現在は地域包括支援センター独自のホームページがないため作成してもらい、地域包括支援センター業務の周知をしてほしく、三郷市ホームページにリンクを貼って飛ばす方法で市民に周知していきたいため、追加しました。</p> <p>9 ページ、「17 業務運営が困難になった場合の対応」は、受注法人と「困難な場合」の認識にずれがあるようなので、どのような場合が困難にあたるのかを明記しました。3 職種が 1 人でも欠けた場合は速やかに市に報告が必要です。</p> <p>10 ページ、担当圏域の変更がありましたので担当地名の変更、地域包括支援センターしんわの追加、地域包括支援センター早稲田の住所変更、地域包括支援センターしいの木の郷と地域包括支援センター悠久苑の名称の変更がされています。</p>
神谷委員	<p>1 ページの目的に「住まい・医療・介護・予防・生活支援」とあるが、この中にはメンタルケアやカウンセリングは明確に含まれているのでしょうか。先日あった事件、認知症の人を介護している家族が当事者を殺めて、その後自分も食事をとらずに亡くなるという思いつめた事件がありました。今の医療や介護は人生の最期まで続けることが出来ると言われていますが、そこを明確に定めてはいないでしょう。そのような相談も地域包括支援センターが他の仕事がある中で受けるのは大変であるので、そのような相談ができるポジションの人、カウンセラー的な人がカバーしていくことを提言していけたらいいと思います。</p>
事務局	<p>権利擁護の関係でしょうか。</p>
神谷委員	<p>対象者・介護者のメンタルです。</p>
谷口会長	<p>家族支援の中に含まれているのではないのでしょうか。具体的な文言として書かれていないが部分的には含まれているのではないのでしょうか。</p>
種市委員	<p>5 ページの「認知症地域支援・ケア向上事業」で市がある程度支援していくとあるが、どのくらいの期待度があるのでしょうか。今後、認知症の人が増える中で専門職を置くのは重要だと思いますが、6 か所おけるのでしょうか。将来的な展望はどうなっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>認知症地域支援推進員は現在、地域包括支援センターの主に保健師が兼務という形で、各地域包括支援センターに 1 名ずついます。地域包括支援センターしんわにも配置してもらえよう依頼します。認知症施策に特化したネットワークの構築であったり、社会資源の開発等に協力してもらっています。</p>
種市委員	<p>ネットワークづくりも業務としてやっていくということですね。</p>
水口委員	<p>5 ページの「認知症サポーター養成講座の開講」の件ですが、地域包括支援センターの仕事が増える中で、講師をなるべくやりなさいというのは負担増ではないのでしょうか。市がキャラバン・メイトを把握して、市が窓口となって派遣してはどうでしょうか。余計な仕事が増えると相談業務が滞るのではないのでしょうか。相談業務をしっかりとってほしいです。なん</p>

	でもかんでも地域包括支援センターという風な過大な責務を負っている気がします。職員が長続きしないのはどのような理由なのか探るためにも、以前から、この業務の多さの中身や長続きしない理由を聞ける場がほしいと提案していました。しかし、一向に実現しません。一度、ゆっくり話を聞く場がほしいです。どの市町村でもそうなのでしょうか。地域包括支援センターでどのような工夫をしているのか聞いてみたいです。
事務局	現在、キャラバン・メイトのネットワーク化を図っていこうと歩みだしています。話を聞く場に関しては、来年度からは、職員の変更があった際には、運営協議会の中で地域包括支援センターの所長から直接説明してほしいと考えています。
水口委員	この場で聞くときれいな返答や、面子があったりして、本音を言えないと思います。みんなで問題を話し合うことで、問題点が見えてきて、良い方法を見いだせるのではないのでしょうか。他の市町村の状況なども知りたいです。どのように対応をしているのでしょうか。
事務局	平成 28 年 3 月 6 日（日）に地域包括支援センター職員を全員集めて、外来講師を呼んで勉強会をするので、講師の方にも実際の状況を聞いてみます。補足となりますが、認知症サポーター養成講座の講師依頼は、地域包括支援センターを知らない方も多く、周知の意味も兼ねて地域包括支援センターに講師を依頼しています。また、地域包括支援センターからも町会とつながるのに、なにも材料がないより、なにかあった方がつながりやすいという意見があり、明記しました。
水口委員	ここに書いてあるのは、そのような意味の文章の書き方ではないですよ。これは、やりなさいよと言わんばかりで気になりました。ただ、地区サロン受託者連絡会に出席しましたが、地域包括支援センターなどは知られていませんでした。今度、地区サロンに地域包括支援センターを呼んでくださいとお願いをしてきました。地域包括支援センターというものの周知が必要ではないかと思います。
事務局	地域包括支援センターが困難な相談を受けていることに、配慮していかなければなりませんし、お願いすることからには、きちんと整理して関わりを持つようにします。地域包括ケアの構築を 2025 年までにやらなければいけなく、地域包括支援センターが重要なポジションになると思われます。実際の依頼方法について、しっかり話し合いをしていきます。
岡田委員	2 ページの「(2) 開設時間外・休業日の対応」の部分ですが、現状の対応手順は内部でわかっていて、外部への周知をしているのでしょうか。
事務局	現状では外部への周知はしていません。内部で対応を決めていて、休業日の対応は各法人でできています。今のところ、対応手順がないところはなく、対応で困ったことはありません。
神谷委員	業務内容でメンタル面の圧迫を感じるので、外部の機関を使えば、地域包括支援センターの業務が軽減できるのではないのでしょうか。
長谷川副会長	認知症サポーター養成講座が周知されていません。もっと、町会に広めていくと良いと思います。
事務局	ありがとうございます。今回、地域包括ケアシステムで社会資源と繋がりを持たなければいけなく、4 月に町会長等に対して地域包括支援センターが認知症サポーター養成講座を出前のできることを周知していこうと考えています。
水口委員	認知症ネットワーク作業部会は、どうなりましたか。今年は 1 度もやっていませんよね。

事務局	国から示されている認知症施策を、平成 30 年までに進めていかなければいけないのでそちらを優先しています。
水口委員	部会をやって、やりっぱなしでその後が伝わっていません。今後、認知症の人が多くなる中で重要になっていくと思うので、やりっぱなしではいけないと思います。
(3) その他 平成 28 年度運営協議会日程(案)について	
事務局	平成 28 年度については、5 月・8 月・11 月・2 月の第 3 木曜日に定期で開催させていただきたく、提案いたします。緊急に開催する必要がある場合はその都度開催する等、臨機応変に対応しますが、来年度は、年 4 回の開催を検討しています。また、平成 28 年度からは職員変更、年間の実績報告、実地検査報告については、地域包括支援センターの所長にも出席してもらい、補足説明等をしてもらう方式を考えています。
岡田委員	賛成意見です。地域包括支援センターの所長が実際に出席して、色々報告したりすると顔合わせにもなるので馴染み、関係性が出来るので有意義であると思います。
3. 事務連絡	
事務局	次回は、平成 28 年 5 月 19 日第 3 木曜日に開催する予定です。